

令和8年度第1回京都市消防局指定管理者選定委員会 議事録

1 日時

令和8年7月17日（金）午後3時00分から同5時00分まで

2 場所

京都市南消防署 4階講堂

3 出席者

- (1) 京都市消防局指定管理者選定委員会 委員（敬称略・五十音順）

川池 健司（京都大学 防災研究所 気候変動適応研究センター教授）

久保 優佳（太秦学区自主防災会 会長）

高橋 肇子（一般社団法人京都市地域女性連合会 理事長）

寺田 晴香（市民公募委員）

渡海 寛（日本新薬株式会社 総務部長）

- (2) 事務局

京都市消防局総務部 和田総務部長

総務課 小田企画担当課長

藤本文書法務係長

佐藤、山下

4 内容

- (1) 委員会の概要説明

〔資料1〕京都市消防局指定管理者選定委員会について

本委員会の概要について事務局が説明した。

本委員会の原則公開と全委員（5名）のうち過半数を超える委員が出席し、委員会が成立したことを確認した。

- (2) 委員長及び副委員長の選出

川池委員を全員一致で委員長に選出した。次に、川池委員長が高橋委員を副委員長に選任した。

- (3) 指定管理者の選定方法

〔資料2〕指定管理者の選定方法

事務局が指定管理者の選定方法を説明した。質疑内容は以下のとおり。

（川池委員長）

京都市のような市民防災センターを所有し、同じような管理運営をしている自治体があれば教えてほしい。

（事務局）

広島市の市民防災センターは、本市と同様に指定管理者制度を採用しており、選定においても非公募で行っている。

(渡海委員)

市民防災センターの指定管理業務を行う能力・要件を備える団体は、(一財)京都市防災協会以外に存在しないのか。

(事務局)

市民防災センターにおける各事業の実施に当たって、本市の消防防災施策と一貫性を保ち、かつ、本市の地域事情に応じた自主防災組織、事業所等に対する消防局の指導内容を補完するなど、施設の設置目的を達成し、適正な管理運営を行い得る能力・要件を備える団体が(一財)京都市防災協会に限定されることから、同協会を非公募で選定することについて審議いただくこととしている。

以上の質疑応答の結果、(一財)京都市防災協会を非公募で選定することについて、全会一致で承認された。

(4) 指定管理者の募集要項

(資料3 指定管理者の募集要項)

事務局が指定管理者の募集要項を説明した。質疑内容は以下のとおり。

(高橋副委員長)

募集要項に新たに追加された「学びの場の提供に関する業務」は重要である。

災害が起こるのは、夜間や休日のように大人が自宅にいる時間帯だけでなく、大人が自宅にいない平日の通学途中や授業中の時もある。その際、地域での災害対応において、一番機転が利くのは、中学生であると考えている。そのため、特に、中学生をターゲットにすべきであると考えている。

例えば、ジュニア防災士養成講座のような、中学生の防災力向上を目的とした講習等を市民防災センターで実施することについて検討してもらいたい。

(渡海委員)

市民防災センターから職員を学校等に派遣し、授業の一環として、防災に関する講話や体験型の実技指導を行う取組を実施してはどうか。

(川池委員長)

最近の修学旅行は観光に加え、研究施設や大学への訪問を組み合わせた内容となっていることが多い。修学旅行の行程に市民防災センターを組み込んでもらうことで、より広く市民防災センターを知っていただける機会が増えるのではないかと思います。

(事務局)

貴重な御意見に感謝する。これらのいただいた御意見については、(一財)京都市防災協会と共有するとともに、対応を検討していく。

(渡海委員)

直近の指定管理に係る収支状況は赤字になっているが、何か理由があるのか。

(事務局)

赤字となっている要因としては、近年の物価高騰や人件費単価の上昇が影響している。

(渡海委員)

障害者への配慮に係る取組について、募集要項において申請書類の添付書類として提出を求めているが、当該取組は障害のある来館者を想定したものである。

一方で、(一財)京都市防災協会が公共性・公益性の高い団体であることを踏まえると、障害者の雇用に係る取組についても資料の提出を求めるべきであると考え。

また、防火・防災に関する企画や研修を充実したものとするためにも、施設を管理運営する組織内に、災害時に要配慮者となり得る立場の職員がいることで、多様な視点や気づきが得られ、事業内容の更なる充実につながる可能性があると考え。

(川池委員長)

募集要項の申請書添付書類、「その他の取組」の当該様式等欄の「障害者への配慮に係る取組について記載する。」を「障害者への配慮及び障害者の雇用に係る取組について記載する。」に修正することについて、委員の意見を伺いたい。

(全委員)

委員長から説明のあった募集要項の記載事項の修正について、全会一致で承認。

(川池委員長)

同一の団体が継続して運営を担う場合、事業のマンネリ化が懸念されることから、(一財)京都市防災協会からの説明に当たっては、新たな事業展開や施設運営に関する構想についても示していただきたい。

(事務局)

第2回京都市消防局指定管理者選定委員会において、(一財)京都市防災協会から委員の皆様に対面で説明を行う予定である。その際、市民防災センターの運営に当たっての基本的な考え方や、今後どのような方針のもとで事業に取り組んでいくのかについて説明いただくよう、事務局として働きかける。

(久保委員)

施設利用の予約については、現在、電話やファックスによる受付を行っているが、昨今はインターネットやホームページ上で空き状況を確認し、そのまま予約できる施設が増えている。ファックスを利用しない家庭も増えていることから、利用者の利便性向上のため、インターネットを活用した予約方法についても検討していただきたい。

また、SNSを活用した情報発信についても積極的に進めていただきたい。事業内容やイベントの様子などをInstagram等で発信することで、若年層の関心を高めることにつながるものと考え。

(寺田委員)

応急手当普及員講習を受講した際、手書きで申込書を作成し、郵送により申込みを行う必要があった。近年はオンラインでの申込みが一般的となっており、また、若い世代を対象とする場合には、オンライン申込を可能とする方が参加しやすくなると考えら

れることから、各種申込み等の手続のオンライン化について検討していただきたい。

(事務局)

手続のオンライン化に関する意見については、(一財)京都市防災協会と共有するとともに、対応を検討していく。

以上の質疑応答の結果、指定管理者の募集要項については、「障害者の雇用に係る取組について記載する。」を「障害者への配慮及び障害者の雇用に係る取組について記載する。」に修正することで、全会一致で承認された。

(5) 指定管理者の選定に係る審査項目及び審査内容

(資料4) 指定管理者の選定に係る審査項目及び審査内容

事務局が指定管理者の選定に係る審査項目及び審査内容を説明した。質疑内容は以下のとおり。

(川池委員長)

募集要項の記載事項の修正に伴い、審査項目の「障害者への配慮」を「障害者への配慮及び障害者の雇用」に修正し、当該審査内容欄の「○障害者への配慮に係る取組」の下に「○障害者の雇用に係る取組」を追加することについて、委員の意見を伺いたい。

(全委員)

委員長から説明のあった審査項目の修正及び審査内容の追加について、全会一致で承認。

(川池委員長)

審査の結果、点数が低ければ再度審査を行うのか。

(事務局)

具体的な点数は設定していないが、著しく低い点数であった場合には、当該団体は指定管理者として適当でないと判断されることから、提案内容の見直しを求めた上で、改めて審査を行うこともあり得る。

(渡海委員)

各審査項目の採点について、採点の目安となる基準はあるのか。また、採点は各委員の主観によるものとなるのか。

(事務局)

定められた明確な基準はないが、委員の皆様が一定の基準の下で採点できるよう、後日、採点の目安を示させていただく。なお、参考として過去の採点結果についても後日お示しする。

(久保委員)

「その他の取組」は6項目に及ぶが、配点が10点では採点が細分化されすぎるのではないかと。例えば、各項目について「優・良・可」などの評価区分を設定した方が、採点しやすいのではないかと。

(事務局)

項目によっては細かい採点をお願いすることになるが、御理解いただきたい。なお、

100 点満点方式は本市の指針に基づくものであるため、採点については 100 点満点方式により願います。

以上の質疑応答の結果、指定管理者の選定に係る審査項目及び審査内容については、審査項目の「障害者への配慮」を「障害者への配慮及び障害者の雇用」に修正し、当該審査内容欄の「○障害者への配慮に係る取組」の下に「○障害者の雇用に係る取組」を加えることで、全会一致で承認された。